

第7期米沢市障がい福祉計画・第3期米沢市障がい児福祉計画【概要版】(案)

第1章 計画の概要

計画の趣旨

「第3次米沢市障がい者計画」(令和3年度～令和8年度)の基本理念「一人ひとりが分け隔てなく、支え合いながら共に生きるまち」の実現のため、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、サービス需要を見込み、数値目標を設定するとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものです。

計画の位置付け

障害者総合支援法第88条第1項に基づく「米沢市障がい福祉計画」と、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「米沢市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、「第3次米沢市障がい者計画」の障害福祉サービス等の確保に向けた実施計画となるものです。

計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間



第2章 障がい保健福祉施策をめぐる現状

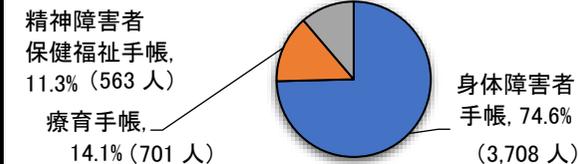
障害者手帳について(令和5年3月末現在)

【障害者手帳保持者の割合】

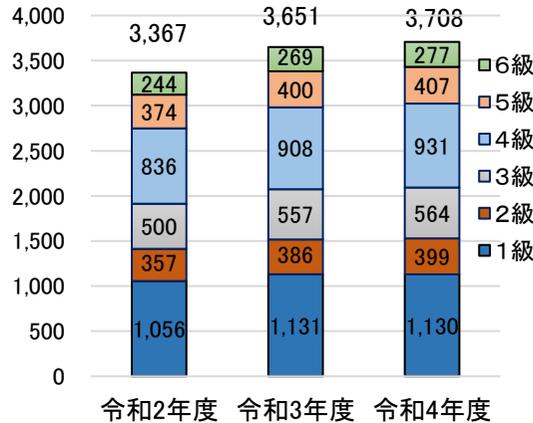
障害者手帳の種類	人数	割合※
身体障害者手帳	3,708	4.84%
療育手帳	701	0.92%
精神障害者保健福祉手帳	563	0.74%
障害者手帳合計	4,972	6.50%

※割合:米沢市人口 76,556 人に対するもの

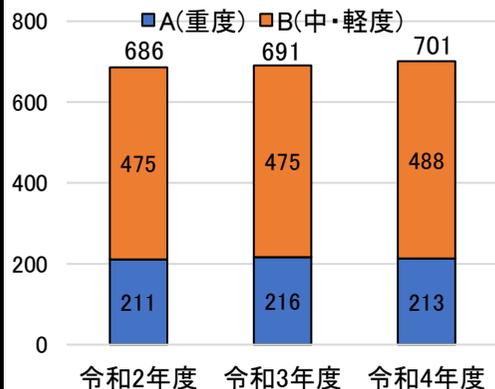
【障害者手帳の内訳】



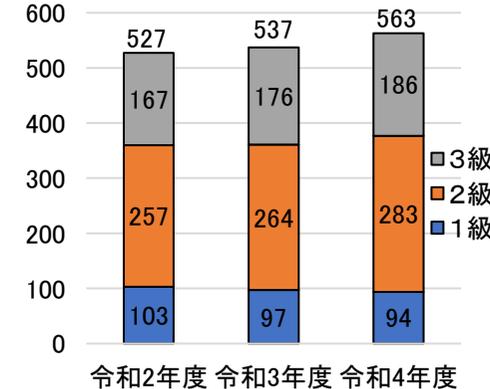
身体障害者手帳所持者の推移



療育手帳所持者の推移



精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



第3章 地域移行等の数値目標と障害福祉サービス見込量等

数値目標と見込量設定の視点

1. 障がいのある人の意思の尊重

障がいのある人が自らの意思により判断し、また、障がいのある人の家族等が障がいのある人の意思を尊重してサービスの利用ができる相談支援体制の整備を図ります。

2. 地域生活の充実

住み慣れた地域で生活することを望む障がいのある人が、施設から地域生活へ移行し、継続して地域生活を送ることができるよう、地域生活支援拠点の設置を進めるとともに、地域移行支援、地域定着支援等の提供体制の整備を図ります。

3. 一般就労の推進

障がいのある人が障がいのない人と同じように就労し、障がいのある人の自己実現や社会参加を支援するため、福祉施設での就労から企業等での一般就労への移行を推進します。

4. 障がいのある子どもに対するサービス提供体制の構築

障がいのある子どもが地域で必要なサービスを利用できるよう、児童発達支援センター及び障がい児福祉サービス事業所との連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。また、地域におけるインクルージョンの推進を図るために、家庭、福祉、医療、教育、保健等関係機関が連携し、就労を含めた縦と横の切れ目ない支援を展開して、本人や家族に寄り添った相談支援体制の整備を図ります。

地域生活への移行等に関する目標（令和 8 年度における目標を設定）

1. 施設入所者の地域生活への移行

地域移行希望者の把握や移行が進まない理由などを精査するとともに、共同生活援助等の基盤整備や、在宅での生活を支援するための居宅介護、短期入所及び自立生活援助のサービス提供量の確保に努めます。また、地域移行支援や地域定着支援、計画相談支援といった相談支援体制を構築します。

なお、施設入所者削減数については、施設入所が必要な人であるにもかかわらず、目標達成のために削減することがないように留意します。

項目	現状値(令和 4 年度末)	目標
施設入所者数	129 人	122 人(減少率 5.43%)
地域生活移行者数	5 人	8 人(地域生活移行率 6.2%)

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点を面的整備し、効果的な支援体制及び連絡体制の構築を進め、地域自立支援協議会等で支援の実績を踏まえ運用状況の検証、検討を行います。

また、地域生活支援拠点を中心に、強度行動障がい等を有する障がい者に関する支援体制について協議し、整備に向けて連携を図っていきます。

項目	現状値(令和 4 年度末)	目標
地域生活支援拠点等の整備、地域生活支援拠点の人員やネットワークの整備	未整備	令和 6 年度末まで整備
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	未実施	1 回
強度行動障がい等を有する障がい者に関する支援体制の整備	未整備	令和 8 年度末までに支援体制を整備

3. 福祉施設利用から一般就労への移行

就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型事業所数の増加に向けた働きかけを行うとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターとの連携を強化し、地域自立支援協議会で具体的な取り組みを検討していきます。

項目	現状値(令和 3 年度末)	目標
一般就労移行者数	6 人	8 人(増加率 1.3 倍)
就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数	2 人	3 人(増加率 1.5 倍)
就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数	4 人	6 人(増加率 1.5 倍)
就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数	0 人	1 人(皆増)
就労定着支援事業の年間利用者数	0 人	1 人(皆増)

5. 相談支援体制の充実・強化等

令和 6 年 4 月には地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの市町村での設置が努力義務化されることを受け、本市においても、設置を推進します。

項目	現状値(令和 4 年度末)	目標
基幹相談支援センターの設置	未実施	1 か所
地域づくりに向けた協議会の体制確保	未実施	令和 8 年度末までに相談支援の体制を協議する場を設置

4. 障がい児支援の提供体制の整備等

成長の過程において、ライフステージごとの切れ目ない支援を受けられるよう、児童発達支援センター及び障がい児サービス事業所との連携を強化し、サービス提供体制の充実を図ります。

また、重症心身障がい児が利用できる事業所の確保を図るとともに、医療的ケア児とその家族が適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児等コーディネーターの配置や、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を推進します。

その他、特に 2 歳未満の医療的ケア児を受け入れ可能な短期入所施設がないことから、施設整備等について、市長会を通じ国へ要望しています。

項目	現状値(令和 4 年度末)	目標
児童発達支援センターの設置	1 か所	2 か所以上
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業 1 か所 放課後デイサービス事業所 2 か所	2 か所以上
医療的ケア児等コーディネーターの配置	3 名	6 名
医療的ケア児を受け入れ可能な短期入所施設の設置(2 歳未満)	なし	増加(市独自項目)

6. 移動手段への支援の拡充(市独自項目)

日頃の社会参加及び生活圏の拡大、さらに冬期間にも安心して生活できる体制づくりのために、移動手段への支援の拡充が必要です。そのため、移動手段について、関係機関で連携を図るとともに、福祉タクシー利用助成及び自動車燃料費助成事業をより利用しやすいものとなるよう検討していきます。加えて、対象となる方への周知を強化し、利用促進を図ります。

また、特別支援学校へ通学する子どもの移動手段の確保についても検討します。

項目	現状値	目標値
福祉タクシー利用助成	利用率 43.0%	利用率 100%
特別支援学校生徒への通学支援	未実施	移動手段の確保

※障がいのある人を対象としたアンケート調査結果から目標を追加